

報 告 第 2 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年12月4日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

損害賠償の額の決定について

⑤

処 分 書

専 決 第 1 2 号

損害賠償の額の決定について

公用車の交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成24年9月26日

新居浜市長 佐々木 龍

1 損害賠償の額 8万5,642円

2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

平成24年8月9日午前9時5分頃、市道金子小学校東筋線（一宮町一丁目12番35号地先路上）において、総合倉庫に向け南進中のごみパトロール車が、不注意により民家のブロック塀に接触し、破損させた。